

奈良市公報

第133号

令和6年12月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
11	1	573	奈良市営住宅等定期入居者の募集	住宅課
11	1	574	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
11	1	575	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
11	1	576	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
11	1	577	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
11	1	578	令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
11	1	579	令和6年奈良市告示第483号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
11	1	580	指定管理者の公募	スポーツ振興課
11	5	581	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
11	6	582	地縁による団体の認可	地域づくり推進課
11	7	583	放置自転車等の保管	環境政策課
11	7	584	放置自転車等の保管	環境政策課
11	7	585	令和6年度被表彰者の氏名等	秘書広報課
11	7	586	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	7	587	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	介護福祉課
11	8	588	令和6年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	国保年金課
11	8	589	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
11	13	590	住居番号の設定	市民課
11	13	591	住居番号の変更	市民課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
11	1	62	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
---	---	----	----	----

11	14	19	定例教育委員会の開催	教育政策課
選挙管理委員会				
月	日	番号	件名	
11	14	28	選挙人名簿の登録日の変更	
農業委員会				
月	日	番号	件名	
11	7	11	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 573 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 6 年 11 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 15 日（金）までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 11 月 15 日（金）17 時 15 分まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送（必着）又は住宅課窓口へ持参又は住宅課ホームページから申込。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。）があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級まで）

c 精神障がいのある者（障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで）

d 知的障がいのある者（障がいの程度が c に相当）

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和 6 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 5 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することと同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から 3 箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の 3 箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の 3 箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

- (1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。
 (2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和6年11月1日掲示済)

奈良市告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和6年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 廃止年月日 令和6年10月11日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970108144	訪問介護	合同会社 BARNEY, S	奈良県奈良市大宮町六丁目3-29 日宝阪奈ビル2-D1	訪問介護センターみどり	奈良県奈良市大宮町六丁目3-29 602号室

- 2 廃止年月日 令和6年10月17日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105702	訪問介護	株式会社ミルク	奈良県奈良市七条西町一丁目52番13号	株式会社ミルク	奈良県奈良市四条大路二丁目2番34号ハイツ四条大路A101号

(令和6年11月1日掲示済)

奈良市告示第575号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和6年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 廃止年月日 令和6年10月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2990100675	地域密着型通所介護	株式会社えだ	大阪府東大阪市昭和町5番16号	デイサービスゆずの木大安寺	奈良県奈良市八条四丁目646-1

(令和6年11月1日掲示済)

奈良市告示第576号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和6年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 廃止年月日 令和6年10月17日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970105702	居宅介護支援	株式会社ミルク	奈良県奈良市七条西町一丁目52番	株式会社ミルク	奈良県奈良市四条大路二丁目2番34

13号

号ハイツ四条大路
A101号

(令和6年11月1日揭示済)

奈良市告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和6年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和6年10月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970108789	訪問介護	合同会社青空	奈良県奈良市東九条町721番地の19	訪問介護ステーションひなたぼっこ	奈良県奈良市東九条町721番地の19

(令和6年11月1日揭示済)

奈良市告示第578号

令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙1の表中

「	衛藤医院	学園南一丁目1-17		○		○	○		○	○	○					を
」																

「	衛藤医院	学園南一丁目1-17		○		○	○				○					に
」																

改める。

別紙2の表中

「	とみお診療所	三碓二丁目1-6	45-7480	を
」				

「	とみお診療所	三碓二丁目1-6	45-7480	に改める。
」	登美ヶ丘おおのクリニック	中登美ヶ丘三丁目3アクロスプラザ奈良登美ヶ丘2階	93-8562	

(令和6年11月1日揭示済)

奈良市告示第579号

令和6年奈良市告示第483号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙表中

「	あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	35-2202	○		を
」						

「	あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目 2-2 新大宮伝宝ビル 5F	35-2202	○	○	に、
」						
「	大阪プレストクリニック学 園前	学園北一丁目 14-13 メディカル学園前 403	53-4108	○		を
」						
「	大阪プレストクリニック学 園前	学園南三丁目 1-5 奈良西部会館 1 階	53-4108	○		に、
」						
「	とみお診療所	三碓二丁目 1-6	45-7480	○	○	を
」						
「	とみお診療所	三碓二丁目 1-6	45-7480	○	○	に、
」	登美ヶ丘おおのクリニック	中登美ヶ丘三丁目 3 アクロスプラザ奈 良登美ヶ丘 2 階	93-8562	○	○	
「	北和在宅救急クリニック	柏木町 519-21	95-9915	○		を
」						
「	北和在宅救急クリニック	柏木町 519-21	95-9915	○	○	に、
」						
「	高の原中央病院	右京一丁目 3-3	71-1030	○	○	を
」						
「	高の原中央病院	右京一丁目 3-3	71-1030	○	○	に
」	東大寺福祉療育病院	雑司町 406-1	22-5577		○	

改める。

(令和6年11月1日揭示済)

奈良市告示第580号

奈良市鴻ノ池陸上競技場等 17 体育施設の指定管理者を公募するので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 2 条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を公募する公の施設の所在地及び名称

奈良市法蓮佐保山四丁目 3 番 1 号

奈良市鴻ノ池球場

奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 3 号

奈良市中央体育館

奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 1 号

奈良市中央第二体育館

奈良市杏町 467 番地の 1

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市柏木町255番地の1

奈良市柏木コート

奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号

奈良市鴻ノ池コート

奈良市杏町467番地の1

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号

奈良市中央武道場

奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号

奈良市中央第二武道場

奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号

奈良市弓道場

奈良市柏木町255番地の1

奈良市柏木球技場

奈良市杏町467番地の1

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市杏町467番地の1

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

奈良市鴻ノ池相撲場

奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号

奈良市鴻ノ池スケートボードパーク

奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号

奈良市鴻ノ池ランニングステーション

2 指定管理者の指定の予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 体育施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

4 指定申請の方法

- (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1-1

奈良市役所 北棟 4階 市民部 スポーツ振興課

- (2) 申請期間

令和6年11月1日から令和6年11月21日まで

- (3) 提出書類

奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設の指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出すること。

ア 奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設指定管理者事業計画書

イ 奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（ただし、今年度に結成された団体については不要）

オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他、これに類する書類

キ 団体及びその代表者が令和 5 年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請に係る委任状

ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 問合せ先

奈良市 市民部 スポーツ振興課

電話番号：0742-34-4862

FAX：0742-34-4765

メールアドレス：sportsshinko@city.nara.lg.jp

(令和 6 年 11 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 581 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

令和 6 年 11 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 6 年 11 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199319	(介護予防) 訪問看護	株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目 18 番 32 号	訪問看護ステーション Lily	奈良県奈良市佐保台西町 47-3
2960199327	(介護予防) 訪問看護	SOMPO ケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号	SOMPO ケア三条桜町訪問看護	奈良県奈良市三条桜町 22-12

(令和 6 年 11 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 582 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 11 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称

鹿野園町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (3) 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
- (4) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (5) 町内の財産管理と環境整備、及び民生の安定に関すること
- (6) 町内の諸事業の運営管理に関すること
- (7) 本会が認めた諸団体の指導、及び助成に関すること
- (8) その他本会の目的を達成するため必要と認めたこと

3 区域

本会の区域は、奈良市鹿野園町 1000 番地の 1、1212 番地の 1、1584 番地の 2 を除く鹿野園町全域並びに鉢伏町全

域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、鹿野園町集会所に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 山中 章行

奈良市鹿野園町 671 番地の 3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和 6 年 11 月 6 日

(令和 6 年 11 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 583 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 11 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 10 月 31 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 11 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 584 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和6年11月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年11月5日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和6年11月7日揭示済）

奈良市告示第 585 号

奈良市表彰条例（昭和 33 年奈良市条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき令和 6 年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

令和6年11月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

有功特別表彰の部（1 名）

氏 名	住 所	事 績
北 良晃	都祁甲岡町	条例第 3 条第 2 項

有功表彰の部（16 名）

功労表彰の部（84 名、うち 17 名氏名等公表辞退）

氏 名	住 所	事 績
植田 茂	高畑町	条例第 3 条第 1 項第 4 号
中本 勝	佐保台二丁目	条例第 3 条第 1 項第 4 号
奥西 憩子	帝塚山南一丁目	条例第 3 条第 1 項第 5 号
奥 進	高畑町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
長谷川 嘉信	高畑町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
清水 幸子	中登美ヶ丘一丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
川口 理一郎	南京終町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
中谷 美恵子	押熊町	条例第 3 条第 1 項第 6 号
鈴木 喜博	あやめ池南五丁目	条例第 3 条第 1 項第 6 号
谷山 正道	生駒市	条例第 3 条第 1 項第 6 号
池田 修	東京都八王子市	条例第 3 条第 1 項第 6 号

山本 浩市	横井二丁目	条例第3条第1項第6号
山下 博司	古市町	条例第3条第1項第6号
金田 智仁	鳥見町三丁目	条例第3条第1項第6号
岡田 俊明	阪原町	条例第3条第1項第6号
更科 光	白毫寺町	条例第3条第1項第6号
木下 孝夫	山陵町	条例第4条第1号
白阪 英美子	柏木町	条例第4条第1号
樋口 敦子	今在家町	条例第4条第1号
小西 敏文	西九条町五丁目	条例第4条第1号
藤田 久雄	法華寺町	条例第4条第1号
高木 信一	四条大路一丁目	条例第4条第1号
荒木 義人	法蓮町	条例第4条第1号
林 龍之介	神殿町	条例第4条第1号
大倉 正吉	大安寺七丁目	条例第4条第3号
岡田 純一	芝辻町	条例第4条第3号
岡田 淑子	奈良阪町	条例第4条第3号
北浦 裕樹久	古市町	条例第4条第3号
木村 勝昭	登大路町	条例第4条第3号
堂上 健次	佐紀町	条例第4条第3号
富田 信二	般若寺町	条例第4条第3号
中川 義一	中院町	条例第4条第3号
中川 善嗣	南京終町七丁目	条例第4条第3号
永堀 正夫	神殿町	条例第4条第3号
西倉 敏明	南紀寺町五丁目	条例第4条第3号
原田 康弘	大宮町一丁目	条例第4条第3号
平岡 善明	高畑町	条例第4条第3号
福井 俊晴	高天市町	条例第4条第3号
水島 健一	富雄北三丁目	条例第4条第3号
森山 昇	大宮町三丁目	条例第4条第3号
辻中 佳奈子	百楽園一丁目	条例第4条第4号
田中 正典	富雄元町四丁目	条例第4条第4号
新谷 尚美	六条三丁目	条例第4条第4号
犬嶋 眞由美	西大寺国見町一丁目	条例第4条第4号
大川 晴己	東九条町	条例第4条第4号
井谷 均	疋田町五丁目	条例第4条第4号
河原 邦彦	東登美ヶ丘一丁目	条例第4条第4号
吉本 宗平	大宮町四丁目	条例第4条第4号
竹村 貴美子	桜井市	条例第4条第4号
大方 美香	生駒郡斑鳩町	条例第4条第4号
浜田 進士	朱雀二丁目	条例第4条第4号
栗本 恭子	三条町	条例第4条第4号
岡田 和大	大宮町三丁目	条例第4条第4号
下村 由加里	押熊町	条例第4条第4号
東 実千代	生駒市	条例第4条第4号
倉橋 みどり	学園中五丁目	条例第4条第4号
瀬渡 章子	朱雀二丁目	条例第4条第4号

橋爪 紳也	京都府京都市	条例第4条第4号
藤岡 俊平	紀寺町	条例第4条第4号
増井 正哉	兵庫県芦屋市	条例第4条第4号
岡田 龍樹	兵庫県芦屋市	条例第4条第4号
小北 道大	六条西二丁目	条例第4条第4号
横道 剛	米谷町	条例第4条第5号
南出 平	邑地町	条例第4条第5号
廣田 晶一	左京二丁目	条例第4条第5号
南 哲也	月ヶ瀬嵩	条例第4条第5号
今北 亨	下深川町	条例第4条第5号
廣田 寿成	大和郡山市	条例第4条第5号
飯川 喜代一	肘塚町	条例第4条第5号
福西 章二	六条町	条例第4条第5号
早川 秀人	歌姫町	条例第4条第5号
農澤 達也	奈良阪町	条例第4条第5号
西岡 唯雄	朝日町二丁目	条例第4条第6号
藤井 政勝	恋の窪一丁目	条例第4条第6号
北岡 健	林小路町	条例第4条第6号
青木 孝朗	疋田町二丁目	条例第4条第6号
泉 俊彦	右京四丁目	条例第4条第6号
林 昌司	学園南二丁目	条例第4条第6号
石原 美枝子	七条西町一丁目	条例第4条第6号
松好 伸泰	二条町三丁目	条例第4条第6号
三好 毅志	京都府京都市	条例第4条第6号
村井 由佳	西登美ヶ丘二丁目	条例第4条第6号

善行表彰の部（2名15団体、内1名氏名等公表辞退）

氏 名	住 所	事 績
岩本 潤三	右京四丁目	条例第5条第1号
大鉄工業株式会社		条例第5条第1号
一般財団法人 森記念製造技術研究財団		条例第5条第1号
株式会社合人社計画研究所		条例第5条第1号
高札場周辺おそうじ隊		条例第5条第6号
公園ボランティア		条例第5条第6号
二条大路南二丁目自治会 北新ボランティアサークル		条例第5条第6号
多門町自治会		条例第5条第6号
宮の森自治会		条例第5条第6号
三条宮前町自治会		条例第5条第6号
リーフの会		条例第5条第6号
神功4丁目環境ボランティアの会		条例第5条第6号
朝日グリーンボランティア		条例第5条第6号
フジトランSPORT株式会社		条例第5条第6号
鳥見地区女性防災クラブ		条例第5条第6号
朱雀地区女性防災クラブ		条例第5条第6号

(令和6年11月7日揭示済)

奈良市告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年11月7日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年7月3日 奈良市指令整開 第24A-14号

令和6年11月1日 奈良市指令整開 第24A-14-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年11月7日 第1918号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山陵町436番3及び436番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市餅飯殿町41番地の1メゾンドール奈良パークサイド309号

宮田 康世

(令和6年11月7日揭示済)

奈良市告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条第3号の規定により告示する。

令和6年11月7日

奈良市長 仲川元庸

指定取消の内容

(1) 事業者名称 一般社団法人ずいおう

(2) 事業所名称 訪問介護いろは

(3) 事業所所在地 奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1

(4) 取消年月日 令和6年10月31日

(5) サービス種類 訪問介護

(令和6年11月7日揭示済)

奈良市告示第588号

令和6年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年11月8日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	令和6年6月13日		
2 この公示送達により変更する納期	変更前	第1期分 令和6年7月1日 第2期分 令和6年7月31日 第3期分 令和6年9月2日	第6期分 令和6年12月2日 第7期分 令和6年12月27日 第8期分 令和7年1月31日

		第4期分 令和6年9月30日 第5期分 令和6年10月31日	第9期分 令和7年2月28日 第10期分 令和7年3月31日
	変更後	第1期分 令和6年12月2日 第2期分 令和6年12月2日 第3期分 令和6年12月2日 第4期分 令和6年12月2日 第5期分 令和6年12月2日	第6期分 令和6年12月2日 第7期分 令和6年12月27日 第8期分 令和7年1月31日 第9期分 令和7年2月28日 第10期分 令和7年3月31日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載		

別紙省略

(令和6年11月8日揭示済)

奈良市告示第589号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年11月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年6月21日 奈良市指令整開 第24A-13号

令和6年9月30日 奈良市指令整開 第24A-13-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年11月8日 第1919号

公共施設 令和6年11月8日 第968号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町746番及び753番8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区瓦町二丁目4番5号

三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法蓮町746番の一部及び753番8の一部

(2) 下水道

奈良市法蓮町746番の一部及び753番8の一部

(3) 公園

奈良市法蓮町746番の一部

(4) 調整池

奈良市法蓮町746番の一部及び753番8の一部

(令和6年11月8日揭示済)

奈良市告示第590号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 11 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
帝塚山南一丁目 7 番 19 号	学園南二丁目 18 番 17 号
西登美ヶ丘四丁目 8 番 16 号	富雄北二丁目 8 番 18 号
六条西一丁目 12 番 4 号	二条町二丁目 2 番 29-1 号
登美ヶ丘六丁目 7 番 3-2 号	西登美ヶ丘二丁目 3 番 3 号
大安寺七丁目 29 番 12 号	帝塚山二丁目 25 番 8 号
登美ヶ丘五丁目 2 番 13 号	
西大寺北町三丁目 4 番 14-2 号	
西大寺北町三丁目 4 番 14-1 号	
四条大路三丁目 3 番 2-室番号	
登美ヶ丘六丁目 8 番 6-1 号	
西大寺芝町二丁目 11 番 5-9 号	
西大寺芝町二丁目 11 番 5-8 号	
帝塚山南三丁目 21 番 8 号	
帝塚山南三丁目 21 番 9 号	
帝塚山南三丁目 21 番 10 号	
登美ヶ丘六丁目 5 番 9 号	
四条大路一丁目 5 番 73-5 号	
三条桜町 25 番 12 号	
学園南二丁目 18 番 16 号	

(令和 6 年 11 月 13 日掲示済)

奈良市告示第 591 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 11 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更する住居番号

	住居番号を変更した建造物の表示
変更前	西大寺赤田町一丁目 4 番 26 号
変更後	西大寺赤田町一丁目 4 番 26-2 号

(令和 6 年 11 月 13 日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 62 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 6 年 11 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和6年11月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
平松四丁目 427 の一部 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
中山町 1709-3 他	②	分流	
押熊町 485-4 他	③	分流	
あやめ池南四丁目 1478-3	④	分流	
東九条町 628-1	⑤	分流	

位置図省略

(令和6年11月1日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第19号

令和6年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和6年11月14日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和6年11月26日（火） 午後2時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）令和6年度12月補正予算要求額について

教育長報告（2）市長専決処分の報告について

教育長報告（3）公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市立公民館分館22施設）

議事

議案第32号 令和7年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

議案第33号 奈良市立一条高等学校教員人事異動方針について

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年11月14日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和6年12月1日現在において本市の選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録日を令和6年12月2日とします。

令和6年11月14日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

(令和6年11月14日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 11 号

奈良市農業委員会令和 6 年 11 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 11 月 7 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 6 年 11 月 14 日（木） 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- (5) 水田利用転換届出について
- (6) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (7) 知事許可について

(令和 6 年 11 月 7 日揭示済)